

議案第95号

つくば市市民研修センターの指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

つくば市市民研修センターの指定管理者の指定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第4条に基づく指定管理者は、次のとおりとする。

1 管理を指定する施設の名称

つくば市市民研修センター

2 管理を指定する法人

法人名 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

所在地 つくば市筑穂一丁目10番地4

3 管理を指定する期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

つくば市市民研修センター  
指定管理者候補者選定検討結果報告書

平成24年9月24日

つくば市指定管理者候補者選定検討会議  
(事務局：つくば市企画部行政経営課)

「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。別紙1参照）を開催し、条例第2条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

## 1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成15年に指定管理者制度が創設された。

## 2 施設の概要

(1) 名称 つくば市市民研修センター

(2) 所在地 つくば市北条1477番地1

(3) 施設の設置目的

市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与する

(4) 設置日 平成12年4月1日

(5) 施設根拠 つくば市市民研修センター条例（平成12年条例第41号）

(6) 施設の概要等

### ① 敷地

面積 1,609.70㎡

### ② 施設

ア 構造 木造平屋建て（数寄屋風造り）

イ 施設概要 第1研修室（多目的ホール）、第2研修室（会議室）、第3研修室（会議室）、第4研修室（工作室）、第5研修室（和室）、第6研修室（和室）、浴室・脱衣室（男女）、前室、トイレ（3カ所）、障害者用トイレ、化粧室、倉庫、事務室、ロビー

ウ 建築面積 578.70㎡

エ 延床面積 578.70㎡

オ 建築時期 平成11年11月

③ 設備

設備概要 空調機器, 消防設備, 自動ドア, ボイラー, 浴槽ろ過設備

3 指定予定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	岡田 久司	座長
2	公益社団法人 認知症の人と家族の会 世話人	坂本 禎子	委嘱委員
3	株式会社カスミ 人事総務部 総務担当マネージャー	鈴木 彰一	
4	税理士	沼尻 宣男	
5	企画部長	石塚 敏之	
6	総務部長	沖田 浩	庁内委員
7	財務部長	久松 孝	
8	市民部長 (施設所管部長)	酒井 泰寿	

5 選定までの経過

- ① 平成24年8月3日 (金) ~平成24年8月27日 (月)  
募集の告示, 広報及び募集要項配布
- ② 平成24年8月13日 (月) ~平成24年8月17日 (金)  
質問受付
- ③ 平成24年8月20日 (月) 現地見学及び説明
- ④ 平成24年8月20日 (月) ~平成24年8月27日 (月)  
申請書類受付
- ⑤ 平成24年8月28日 (火) ~平成24年9月5日 (水)  
第一次審査 (生涯学習課, 行政経営課による書類審査)
- ⑥ 平成24年9月10日 (木) ~平成24年9月11日 (火)  
検討会議委員への募集要項等会議資料配付
- ⑦ 平成24年9月19日 (水) 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催  
(施設及び募集概要等説明, 選定方法, 採点表の決定, 実績評価表説明等)

⑧ 平成24年9月24日（月） 第2回指定管理者候補者選定検討会議開催  
第二次審査(プレゼンテーション, 質疑, 採点等)  
候補者選定

6 申請者の名称及び所在地（1団体）

名 称：社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

所在地：つくば市筑穂一丁目10番地4

7 審査

募集要項に基づき第一次審査及び第二次審査を実施した。

(1) 第一次審査（書類審査／生涯学習課及び行政経営課（検討会議事務局））

募集要項に基づく申請書類, 資格要件, 指定管理業務等に関する審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

① 申請者によるプレゼンテーション, ヒアリング

② 選定方法に基づく審査

8 選定方法

(1) 申請者プレゼンテーション, ヒアリングを実施し, 採点する。

(2) 採点表は, 条例, 募集要項等に基づき主管課及び事務局で作成し, 会議の承認を得る（別紙2「採点表」参照）。

(3) 申請者が1団体であるため, 申請者が施設の設置目的を効果的かつ適正に達成できる団体か否かを審査することとなるが, 申請書内容等を把握するため採点を実施し, 委員の協議により選定するものとする。

9 選定結果

名 称：社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

所在地：つくば市筑穂一丁目10番地4

代表者：会長職務代理者 副会長 石川 進

経歴等：平成2年6月25日設立

谷田部老人福祉センター等管理運営業務, 障害者センター筑波の身体  
・知的障害者デイサービス事業, ボランティアセンター設置運営, 平成19年4月1日からつくば市市民研修センターの指定管理開始 等

10 選定理由

検討会議において審査した結果, 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会をつく

ば市市民研修センターの指定管理者とすることについて、全委員が適正であると判断したため

## 【別紙1】

### つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

#### (設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

#### (組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員8人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有し、市長が委嘱する者 3人

(2) 企画部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 次に掲げる者は、委員になることができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでない。

(1) 指定予定施設に係る指定管理者に応募した団体の代表者又は役員

(2) 応募した団体と直接の利害関係にある者

5 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 検討会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画部行政経営課において行う。

附 則 (平成18年告示第345号)

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。



**【別紙1】**

附 則（平成23年告示第164号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

## つくば市指定管理者候補者選定検討会議 つくば市市民研修センター採点表(更新)

## 配点

5 : 1=好ましくない, 2=普通より劣る, 3=普通, 4=普通より優れている, 5=優れている  
 7 : 1=好ましくない, 2=普通より劣る, 3=普通よりやや劣る, 4=普通, 5=普通よりやや優れている, 6=普通より優れている, 7=優れている

採点項目		指定申請書の様式	配点	申請者名
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が, 設置目的と合っているか	様式第2号	5	
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策, 事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	
3	施設管理の実施(1) ※業務に対応できる職員が配置されているか	様式第2号	5	
	施設管理の実施(2) ※職員の研修計画, 経理などが考慮されているか	様式第2号	5	
4	施設の運営(1) ※募集要項, 仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に, 独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策, トラブルの未然防止と対処方法, 地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	5	
5	個人情報保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応, その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	7	
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が, 施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において, CO2削減方策等, 環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	
9	管理運営に関する収支予算に関すること ※仕様書にある必要経費や人件費, その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第2号, 様式第3号(1) 積算内訳	5	
10	自主事業の内容・収支予算に関すること ※自主事業の目的・内容が, 管理運営の基本方針に合っているか ※多彩な内容の自主事業となっているか ※適切な料金や参加人数, 経費等事業を着実に実行できる計画内容か	様式第2号 様式第3号(2)	5	
11	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号, 活動状況, 事業報告書, 収支決算書, 納税	7	
12	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は, 類似業務の実績があるか	様式4号, 定款等活動状況, 事業報告書	5	
13	その他, 総合的に見た熱意等		5	
14	実績評価による加・減点	実績評価表	-	
点数合計			81	
評価				適・否